

報告第 17 号

処分報告（令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
るので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 6 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）の件

令和6年度貝塚市一般会計補正予算（第5号）の件

令和6年度貝塚市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,813,581千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月8日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,091,675	138,150	8,229,825
	2. 国庫補助金	1,725,563	138,150	1,863,713
歳 入 合 計		37,675,431	138,150	37,813,581

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,690,835	138,150	4,828,985
	2. 徴税費	807,478	138,150	945,628
歳	出	合	計	
		37,675,431	138,150	37,813,581